

《法人税等に関する留意点》

1. 法人税の確定申告と納付

法人の場合、損益計算書等に記載されている当期利益（税引き前）を基に、これに必要な申告調整を行い、法人税の確定申告書を作成します。
法人税の申告納税は原則として、事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に行うこととなります。

1. 法人の事業年度

法人は会社法の規定によって、1年以下の期間を区切って営業年度とすることになっていますが、法人税法では、これを「事業年度」といいます。この事業年度が法人税の課税年度となります。

事業年度は定款で定めることとなります。

2. 申告・納税までの流れ

(1) 決算

企業会計原則や会社法等の法令に基づき決算を行い、損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書などの計算書類を作成して、総会で承認を受けます。

(2) 確定申告書の作成

損益計算書等に記載されている当期利益（税引き前）を基に、法人税法や、租税特別措置法等に基づき、法人税を課税するもととなる「所得」と法人税額を計算して法人税の「確定申告書」を作成します。

企業会計上の利益を基に、これに必要な調整事項を加えて、課税所得を計算することとなりますが、この申告調整計算は申告書の上で行います。

(3) 申告書の提出、納付

法人税の確定申告書に貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、利益処分計算書などを添付して、税務署に提出（申告）し、税務署や銀行等を通じて法人税を納付します。ただし、中間申告（納付）がある場合、確定申告では中間申告で納めた税金を差し引いて納付します。

申告納税は原則として、事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に行うこととなります。ただし、災害等があった場合や会計監査人の監査を受けなければならない等の理由で、事業年度終了の日から2ヶ月以内に決算が確定しない法人については、税務署長の承認を受けて、申告期限を1ヶ月延長することができます。

3. 中間申告

事業年度が6ヶ月を超える普通法人は、原則として事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告をしなければなりません。

中間申告には、次の2つの方法がありますが、そのいずれの方法によるかは、法人の任意とされています。

(1) 前期の実績による場合（予定申告書）[原則]

中間決算の手間を省き、前期の実績を基にして当期6ヶ月分の予定納税額を計算します。例えば、一年決算の会社なら前年の法人税額の半分を納めることとなります。

ただし、この金額が10万円以下のときや前期が赤字のため、この計算金額が0円のときは、申告書を提出する必要はありません。

$$\text{予定申告納税額} = \text{前期分の法人税額} \times \frac{6}{\text{前期の月数}}$$

(2) 仮決算による場合 (中間申告書)

当期の営業成績が悪く、前期実績の半分を納めると期末に決算が確定したとき、税金が納めすぎになる場合は、手間でも中間の仮決算を行い、当期6ヶ月間の実績数値を基に申告納税を行うこともできます。この場合には、仮決算の決算書類を添付しなければなりません。

4 . 修正申告と更正の請求

申告した税額に不足額があったり、または、逆に計算誤りなどによって納めすぎになっていたときは次の手続きを行うことになります。

(1) 不足額があった場合 「修正申告」

申告した税額に不足額があったり、欠損金額の申告が多すぎたり、還付金額が多すぎるような場合は、税務署長から更正を受けるまでは、正当額に修正する「修正申告書」を提出することができます。

(2) 納めすぎがあった場合 「更正の請求」

修正申告は税額を増加させるものですが、逆に法人の申告した所得金額や税額に法令の適用誤りや計算誤りがあって、税金を納めすぎた場合は申告書の提出期限から1年以内に限り所得の金額や税額を少なくするための「更正の請求」を税務署長に提出することができます。この場合、正当な理由が認められれば、税金が還付されます。

5 . 帳簿書類の保存義務

(1) 帳簿書類等の保存期間

法人は、帳簿を備え付けて、その取引を記帳するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類を、法人税法上、その事業年度の確定申告書の提出期限から7年間保存しなければなりません。(会社法では10年間の保存が義務づけられています。)

(2) 保存の必要な帳簿書類等

保存の必要な「帳簿」及び「取引等に関して作成又は受領した書類」とは次のようなものになります。

帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など
取引等に関して作成又は受領した書類	棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書など

(3) 帳簿書類の保存方法

帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則となります。したがって、電子計算機で作成した帳簿書類についても、原則として電子計算機からアウトプットした紙により保存する必要があります。

ただし、一定の要件を満たす場合には「電磁的記録による保存」などの方法も認められています。

2. 決算調整と申告調整

法人の各事業年度の所得金額は総会などの承認を得た決算（確定決算）の利益を基にして、これに必要な申告調整を加えて計算します。
 決算調整事項は、確定決算において所定の経理をすることが必要とされている事項で、確定申告書上で調整では認められません。
 申告調整事項は、決算調整事項と異なり確定申告書の上だけで調整するものです。

1. 法人税額の計算

法人が申告、納付する法人税は、各事業年度の所得に対して一定の税率を適用して計算します。

法人の各事業年度の所得金額は総会などの承認を得た決算（確定決算）の利益を基にして、これに必要な申告調整（税務調整）を加えて計算します。この申告調整計算は申告書の上で行うことになります。

しかし、税法には、確定決算で経理した場合に限り、その計算を認められることとされている事項があります。これを「決算調整事項」といい、経理処理の有無にかかわらず申告書の上だけでも調整を認められる「申告調整事項」と区別しています。

2. 決算調整事項

決算調整事項とは、法人が決算に織り込むかどうかは任意であるが、法人税法の適用を受けるためには、法人の確定した決算で損金経理等処理する必要があり、確定申告書の上だけで調整することは認められないものをいいます。

減価償却資産の償却額の損金算入	圧縮記帳の損金算入
各種引当金の損金算入	各種準備金の積立額の損金算入
使用人兼務役員賞与の損金算入	繰延資産の償却費の損金算入
長期割賦販売等による経理	

3. 申告調整事項

申告調整事項は、決算調整事項と異なり、申告書上で調整して所得金額に影響させることが出来るもので、調整するかどうかは自由な「任意的調整事項」と必ず調整しなければならない「必須的調整事項」の2つに区分されます。

事 項	内 容	主なもの
任 意 的 調 整 事 項	申告書上で調整するか否かは法人の自由であり、申告調整した場合に限って認められるもの。法人が申告調整しなかった場合は後から調整することはできない。	受取配当金の益金不算入 収用等の特別控除 各種の法人税額の特別控除 協同組合等の事業分量配当等 所得税額及び外国税額の控除
必 須 的 調 整 事 項	法人税の申告に際して、必ず申告調整しなければならないもので、もし、法人が調整しなかったときは税務署において更正される。	資産の評価損益(損)の不算入 役員給与の損金不算入 交際費の限度超過 寄附金の損金不算入 青色申告の欠損金の繰越し控除 法人税等の損金不算入 など

3. 法人税の附帯税(延滞・加算)

税金を申告しなかったり、あるいは、少なく申告したり、または、決められた期限までに申告しなかった場合には、法人税の本税の他に、延滞税や加算税の附帯税が課税されます。

1. 法人税の附帯税

税金を申告しなかったり、あるいは、少なく申告したり、または、決められた期限までに申告しなかった場合には、法人税の本税の他に、「延滞税」や「加算税」の附帯税がかかります。

2. 延滞税

中間申告または確定申告によって納税すべき税額を法定申告期限までに納付しなかった場合、法定申告期限の翌日から完納日までの期間に応じ、年14.6%の延滞税がかかります。

$$\text{延滞税額} = \text{未納税額} \times 14.6\% (\quad) \times \text{計算期間} / 365$$

納期限の翌日から2ヶ月以内は特例基準割合となります。特例基準割合とは各年の前年の11月30日経過するときにおける公定歩合+年4.0%(年7.3%を上限)となります。

3. 加算税

税金を申告しなかったり、少なく申告したような場合は、本税(法人税)の他に次のような加算税が課されます。

過少申告加算税

期限内申告書の税額が修正申告や更正で増えた場合、増えた税額のうち、次のいずれか多い金額までの部分については10%の加算税、残りの金額については15%の加算税がかかります

ア. 期限内申告税額 イ. 50万円

無申告加算税

期限後申告または無申告の場合、申告、更正決定による税額の15%の加算税がかかります。ただし、納付すべき税額が50万円を超える場合には、その超える部分には5%が上乘せされます。

不納付加算税

源泉徴収税額を納期限までに納めなかった場合に課される税です。

重加算税

事実の隠蔽や仮装経理などがある場合に課される税です

ア. 過少申告加算税に代わる課税

税額計算のもとになる事実を隠したり偽ったりした場合は35%

イ. 無申告加算税に代わる課税

税額計算のもとになる事実を隠したり偽ったりした場合は40%

区 分		税率
過少申告加算税	自主申告	-
	調査後の申告又は決定	10%
	その他一定の場合	15%
無申告加算税	自主申告	5%
	調査後の申告、更正又は決定	15%
不納付加算税	自主納付	5%
	納税の告知又は調査後の自主納付	10%
重加算税	過少申告加算税又は不納付加算税に代えて課す場合	35%
	無申告加算税に代えて課す場合	40%

4. 法人の青色申告

青色申告を行おうとする法人は、その事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長に承認の申請を提出しなければなりません。
青色申告を行う場合には、欠損金の7年間の繰越しや準備金等の損金算入などの税法上の特典が設けられています。

1. 青色申告の承認申請

法人税も所得税と同様に「青色申告」をすることができます。

青色申告の承認を受けようとする法人は、その事業年度開始の日の前日までに「青色申告の承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

ただし、設立1期の場合には設立の日以後3ヶ月を経過した日と設立第1期の事業年度終了の日の、いずれか早い日の前日までに申請書を提出することになっています。

2. 青色申告の要件

青色申告書を提出することができるための要件は、次の2点です。

法定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ、保存すること

納税地の所轄税務署長に青色申告の承認の申請書を提出して、あらかじめ承認の申請を受けること

3. 青色申告の特典（主なもの）

青色申告は、適正な帳簿方式を前提としているため、税法上の特典が設けられています。税法上の特典のうち、主なものは次のとおりです。

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金の翌期以降7年間の繰越し
(注)平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金につき適用され、平成13年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額は従来どおり5年間の繰越しが適用されます。

欠損金の繰り戻しによる法人税額の還付

特別償却または割増償却

準備金等の損金算入

農業経営基盤強化準備金など

5. 給料などに対する源泉徴収

従業員や役員に給与を支払う場合、所得税を源泉徴収して、定められた期間までに納付しなければなりません。
税理士などに支払う報酬も源泉徴収の対象となります。

1. 源泉徴収制度の概要

所得税法は、所得者自身がその年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされています。しかし、これと併せて特定の所得については、その所得の支払者（「源泉徴収義務者」といいます。）が、その支払いの際に所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

2. 源泉徴収の対象と税率

給与を支払うときに源泉徴収する税額は、その支払の都度、「給与所得の源泉徴収税額表」を使って求めます。この税額表には、「月額表」と「日額表」と「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の3種類があります（所法185、186、別表第2～4）。

所得の種類と源泉徴収税額（居住者または内国法人に支払うもの）

所得の種類・区分		源泉徴収税額(税率)表
給与等	棒給、給料、賞与など アルバイト等に支払う給与、賞与、日雇賃金なども含む	給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表) (賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)
配当	法人が支払う利益の配当など 協同組合等の事業分量配当等を除く (確定給与を支給しない農事組合法人の 従事分量配当など)	20% ただし、軽減率適用分は7%(このほかに地方税3% の特別徴収が必要)、源泉分離課税分は15%(このほ かに地方税5%の特別徴収が必要)
退職	退職金、解雇予告手当	年末調整のための所得税額の速算表兼退職所得の 源泉徴収税額の速算表 ただし、「退職所得の受給に関する申告書」の提出 がない場合には一律20%
報酬・料 金	原稿料、講演料、芸能・スポーツ、知識等の 教授・指導料、デザイン料、工場所有権の 使用量、翻訳料、速記料の報酬など	10% ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を 超える場合には、その超える部分については部分2 0%
	税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労 務士、弁理士、測量士、建築士、不動産鑑 定士の報酬・料金	
	司法書士、土地家屋調査士の報酬・料金	(支払金額 - 1回の支払につき1万円) × 10%
	外交員、集金人などに支払う報酬・料金	(支払金額 - 控除金額) × 10% 控除金額: 1月12万円。ただし、別に給与の支払い があるときは12万円からその月の給与を控除した残額
	バー、キャバレー等のホステス等及びホテル、 旅館、飲食店等のバンケットホステス、 コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額 - 控除金額) × 10% 控除金額: 5,000円 × 支払金額の計算期間の日 数。ただし、別に給与の支払いがあるときは12万円か らその月の給与を控除した残額

解説

「月額表」を使う場合

「月額表」を使うのは、給与を毎月支払う場合です。また、月や旬を単位にして支払う給与も「月額表」を使います。例えば、半月ごとや10日ごと、3か月ごと、半年ごとなどに給与を支払う場合です。

「日額表」を使う場合

「日額表」を使うのは、給与を働いたその日ごとに支払う場合です。また、一週間ごとに支払う給与も「日額表」を使います。このほか、日割り計算して支払う給与も「日額表」を使います。

「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使う場合

この表は、ボーナスを支払うときに使います。しかし、ボーナスを支払う場合でも、「月額表」を使う場合があります。それは、前月に給与を支払っていない場合とボーナスの金額が前月の給与の金額の10倍を超える場合です。

税額表の使い方（「甲欄」、「乙欄」、「丙欄」）

源泉徴収をする所得税は、使う税額表に記載されている「甲欄」か「乙欄」又は「丙欄」で税額を求めます。「給与所得者の扶養控除等申告書」が提出されている場合には「甲欄」、提出がない場合には「乙欄」で税額を求めます。「丙欄」は「日額表」だけにあり、日雇いの人や短期間雇い入れるアルバイトなどに一定の給与を支払う場合に使います。

3. 源泉徴収及び納付の時期

(1) 源泉所得税の納付期限と納期の特例

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日まで
に国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例（「納期の特例」という）があります。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日が、それぞれ納付期限になります

原則	従業員常時10人以上	給与などを実際に支払った月の翌月10日まで
特例	従業員常時10人未満	1月～6月徴収分：7月10日 7月～12月徴収分：翌年1月10日 特例を受けるには税務署長の承認が必要 特例の対象は、給与や退職金から源泉徴収をした所得税と、税理士報酬などから源泉徴収をした所得税に限られる 届出にり、翌年1月10日の納付期限を、1月20日に延長することも可能

(2) 納期の特例の対象

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税と、税理士報酬などから源泉徴収をした所得税に限られています。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。この申請書の提出先は、給与等の支払を行う事務所などの所在地を所轄する税務署です。税務署長から納期の特例申請の却下の通知がない場合には、この申請書を提出した月の翌月末日に、承認があったものとみなされます。この場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税から、納期の特例の対象になります。

さらに、納期の特例を受けている者は、届出によって、翌年1月10日の納付期限を、1月20日に延長する特例を受けることができます。この特例を受けるには、その年の12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長

に提出して、次の要件をどちらも満たすことが必要です。

<p>その年の12月31日において、源泉所得税の滞納がないこと その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納めること</p>

なお、これらの納付期限が日曜、祝日などの休日に当たる場合にはその翌日が、また、土曜日に当たる場合にはその翌々日が、それぞれ納付期限となります(所法183、216、217、措法41の6ほか)。

4. 住民税の特別徴収

(1) 住民税の控除

住民税とは市町村民税と都道府県民税を総称したもので、原則的には納税者が市町村に直接支払うことになっています。しかし、源泉所得税と同様に給与所得者については、給与の支払者が毎月給与を支払う際に納税者が納めなければならない住民税を徴収して、納付する「特別徴収」制度によって行うことになっています。

(2) 住民税の控除方法

給与所得者の住民税は、前年の所得金額によって決まります。これは、法人が毎年1月31日までに「給与支払報告書」を各従業員の居住している市町村に提出しているため、市町村はこれをもとに住民税を計算し、「特別徴収税額通知書」を法人に送付します。この通知書には、原則として、その年の6月から翌年の5月までの特別徴収税額が記載されており、それをもとに給与から住民税を控除することになります。

(3) 住民税の納付

従業員の給与から特別徴収した住民税の月割額を翌月の10日までに通知を受けた市町村に納付しなければなりません。

なお、住民税にも納期の特例が認められています。従業員が10人未満の会社については市町村の承認を受ければ、納付を半年に1度とすることができます。

5. 経理の方法

賃金や給料等から控除する源泉所得税や住民税の特別徴収税額については「預り金」として処理します。

なお、健康保険料や厚生年金等の労働者負担分についても同様に「預り金」で処理します。

給料支払時：預り金の計上

期日	摘要	借方科目	税	借方金額	貸方科目	税	貸方金額
支払日	給料の支払い	給料手当	不	100,000	現金 預り金	不	90,000 10,000

源泉税納付時：預り金の振替処理

期日	摘要	借方科目	税	借方金額	貸方科目	税	貸方金額
受取日	源泉税の納付	預り金	不	10,000	現金	不	10,000

6. 構成員が受け取る分配金等

法人の構成員が法人から受け取る賃金や配当金等の分配金はその内容によって所得の取扱いが異なります。

例えば、賃金を確定給与として受け取る場合は給与所得に、従事分量配当で賃金相当を受け取る場合は事業所得（農業所得）となります。

1. 賃金・給与等

法人から受け取る役員報酬や従業員給料・賃金、賞与は「給与所得」として課税されます。

給与所得とは、棒給、給料、賃金、歳費及び賞与、並びにこれらの性質を有する給与にかかる所得をいいます（所法28条）。

給与所得の金額は次の式で表されます。

$$\text{給与所得の金額} = \text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

給与所得控除額は次のとおりです。

給与所得控除額の速算表：2007年（平成19年）8月末現在の法令等に基づく

収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円（65万円未満の場合は65万円）
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40%
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	収入金額 × 5% + 170万円

2. 従事分量配当

農業経営を行う農事組合法人（組合員に確定給与を支給しないものに限る）から受け取る従事分量配当金は、原則として「事業所得」（農業所得）として課税されます（所令62条2項）。

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他对価を得て継続的に行う事業から生じる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除きます）をいいます（所法27条）。

事業所得の金額は、次の算式により計算します。

$$\text{事業所得の金額} = \text{事業所得の収入金額} - \text{必要経費}$$

農業所得は税法上、事業所得に区分されていますので、収入金額や必要経費など所得の計算方法は原則として事業所得全体に共通する方法とかわりありません。

事業所得については、青色申告者の場合、10万円又は65万円の青色申告特別控除を受けることができます（措法25条の2,2項）。ただし、65万円の特別控除の適用を受けるには、確定申告書に貸借対照表を添付することなど、一定の要件を満たす必要があります。

申告する時期は総会で配当が決定した日の属する年度とするのが原則ですが、仮払い金及び最終配当が入金された年度どすることも広くおこなわれており、毎年継続的適用を条件に認められるものと考えます（森税理士）

3. 退職金

法人から受け取る退職金は「退職所得」として課税されます。

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいいます。(所法30条)

退職所得の金額は次の式で表されます。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額(通常の場合)は次のとおりです。

給与所得控除額の算出方法(速算表)

勤続年数	給与所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

4. 地代・家賃

法人から受け取る農地の地代(小作料)や農機具庫などの建物の家賃は「不動産所得」として課税されます。

不動産所得とは不動産、不動産の上に存する権利、船舶(20t未満のものを除く)又は航空機の貸付けによる所得をいいます(所法26条)。この場合の「貸付け」には地上権又は永小作権の設定、その他、他人に不動産を使用させる事が含まれます。

不動産所得の金額は次の式で表されます。

$$\text{不動産所得の金額} = \text{不動産所得の収入金額} - \text{必要経費}$$

不動産所得についても、青色申告特別控除の摘要がありますが、事業的規模でない場合には65万円の青色申告特別控除は適用されません。

5. 借入金利子(一般の借入金利子)

構成員が法人に貸し付けた資金に対して受け取る利息は、構成員の金銭の貸し付けによる所得となり「雑所得」に該当します(所基通35-2(6))。

雑所得とは利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいいます。(所法35条)

雑所得については、他の所得と損益通算のうえ、総所得金額に合算されて超過累進税率により総合課税されます。ただし、雑所得の金額の計算上、損失を生じて、その損失の金額を他の所得から損益通算によって差し引くことはできません(所法69条1項)。

6. 利益の配当・剰余金の分配

法人から受け取る利益の配当(確定給与を支給しない農事組合法人が行う従事分量配当を除く)や剰余金の分配は「配当所得」として課税されます。

配当所得とは法人から受ける利益の配当、剰余金の分配金、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)及び特定目的信託の収益の分配金に係る所得をいいます(所法24条)。

配当所得の金額は次の式で表されます。

$$\text{配当所得の金額} = \text{収入金額} - \text{その元本を取得するために要した負債の利子}$$

なお、配当所得がある場合には、所得税額の計算にあたって配当控除の制度があります。配当所得の額は課税総所得金額が1千万円以下の場合、次の金額の合計額となります。

利益の配当等に係る配当所得 × 10 %
 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 × 5 %

7. 作業受託料

法人から受け取る農作業受託の料金は、原則として「事業所得」(農業所得)の収入金額となります。

ただし、その農作業が農業経営の一環としてなされたものかどうかにより、課税上の取扱いが異なる場合があります。

事業所得については上記「2. 従事分量配当」を参照ください。

8. 農機具の賃借料

法人に農業機械を貸し付け、受け取る機械賃借料は、一般的に「事業所得」(農業所得)の収入金額となります。

農機具等の動産の貸付けによる所得は、その貸し付けが事業として行われた場合には事業所得とされ、それ以外の場合には原則として「雑所得」とされます。(所基通35-2(1))

しかし、その貸付けが事業として行われていない場合であっても事業の遂行上、付随的に貸付けられたものであれば、事業所得の付随収入として事業所得の収入金額に計上することになります(所基通27-5, 35-2)。

事業所得については上記「従事分量配当」を、雑所得については「借入金利子」を参照ください。

組合員への分配(還元)

還元科目	内 容	法人		組合員申告
		損金 算入	消費 税	
地代	組合員は不動産所得として申告 一般的に下落傾向にある?		×	不動産所得
農機具賃借料	組合員が法人へ貸し付けた農機具等の賃借料			農業所得
ほ場管理料	水管理などの再委託料で、従事分量配当として支払う法人もある			農業所得
作業受託料	組合員が受け取る作業委託料			農業所得
従事分量配当	組合員は農業所得として申告するが、控除できる経費はない。			農業所得
給与	組合員は給与所得として申告する。給与所得控除あり。 後継者(専従者)を育成するには、給与制にすべき		×	給与所得
出資分量配当	出資配当は、剰余金のうち年7%以内で出資の額に応じておこなうことができる。組合員は配当所得として申告するので、法人と組合員の両方へ課税される	×	×	配当所得

7. 肉用牛売却所得の特別控除

農業を営む個人または農業生産法人が、家畜市場その他所定の方法で売却した一定の要件を満たす肉用牛に係る所得については、所得税又は法人税が免除される税制特例があります。
税制特例の適用期限は法人税の場合、平成24年3月31日まで

1. 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除

農業生産法人が平成24年3月31日までの日を含む各事業年度において、一定の売却方法により売却した免税対象飼育牛の売却による利益の額は損金の額に算入します(措法67条の3)。

売却に係る利益の額は次の式で表されます。

$$\text{売却に係る収益の額} - (\text{売却直前の帳簿価額} + \text{売却に係る経費の額})$$

2. 特別控除に係る用語の定義

肉用牛の売却に係る所得の特別控除に係る用語の定義等は次のとおりです。

免税対象飼育牛	特例の対象になる免税対象飼育牛は次のものをいいます(措法第67条の3第1項)。 なお、売却価額とは消費税相当額を上乗せする前の売却価額をいい、肉用牛生産者補給金等を加算した後の金額をいいます 農林水産大臣指定の登録がされている肉用牛 その売却価額が100万円未満である肉用牛 H20年度税制改正において免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える部分の所得については、免税対象から除外。また、免税対象飼育牛の対象範囲から、売却価額50万円以上の乳牛が除外。
肉用牛	肉用牛には、肉専用種の雄及び雌、乳牛の雄ほか、乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたことのないものを含み、種雄牛及び牛の胎児は除きます(措法第67条の3第3項、農災法111条1項)。
農林水産大臣指定の登録	家畜改良増進法の規定による農林水産大臣の承認を受けた登録規定に基づく登録で具体的には次のものです。 (社)全国和牛登録協会の登録規定に基づく高等登録及び育種登録 (社)日本あか牛登録協会の登録規定に基づく高等登録 (社)日本短角種登録協会の登録規定に基づく高等登録 (社)日本アンガス・ヘレフォード登録協会の登録規定に基づく高等登録
一定の売却方法	特例の対象となるための一定の売却方法とは次のものをいいます。 家畜市場、中央卸売市場等の特定の市場における売却 農林水産大臣指定の農協、農協連合会に委託して行われた生後1年未満の肉用牛の売却

3. 申告書の記載

この規定の適用を受けるには、原則として別表4「所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)」への損金算入額の損金算入に関する記載及び損金算入額の計算に関する明細書のほか、「肉用牛売却証明書」、「肉用子牛売却証明書」添付が必要です。

申告書：別表4「(減算)肉用牛売却所得の特別控除」